

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年6月11日
【事業年度】	第83期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）
【会社名】	帝都ゴム株式会社
【英訳名】	TEITO RUBBER LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 今林 功
【本店の所在の場所】	埼玉県入間市大字新光235番地
【電話番号】	(04)2932-1212
【事務連絡者氏名】	取締役 木戸 修平
【最寄りの連絡場所】	埼玉県入間市大字新光235番地
【電話番号】	(04)2932-1212
【事務連絡者氏名】	取締役 木戸 修平
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番9号)

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出いたしました第83期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

（訂正前）

(1)～(5) <省略>

(6) 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、累積投票によらない旨定款に定めております。

(7) <省略>

(8) 記載なし

（訂正後）

(1)～(5) <省略>

(6) 取締役の選任及び解任決議要件

__ 当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、累積投票によらない旨定款に定めております。

当社は、取締役の解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

(7) <省略>

(8) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした事項

自己の株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、企業環境の変化に対応し、機動的な経営を遂行することを目的とするものであります。

中間配当

当社は、中間配当について、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当をすることができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

取締役の責任免除

当社は、取締役の責任免除について、会社法第426条第1項の規定により取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を、法令の限度において免除することができる旨及び会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる旨定款に定めております。これは、取締役がその期待される役割を十分に発揮できることを目的とするものであります。

監査役の責任免除

当社は、監査役の責任免除について、会社法第426条第1項の規定により取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を、法令の限度において免除することができる旨及び会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる旨定款に定めております。これは、監査役がその期待される役割を十分に発揮できることを目的とするものであります。